

民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：西山）

TEL 0852-32-5997 / FAX 0852-32-5982 / E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。

* 配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	全国社会福祉協議会
事業名称	令和2年度 社会人一年生スタート応援助成
問合せ先	〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 「ジェイ・ストーム助成事業」(担当：森屋、池本、星野) TEL：03-3581-6503

目的 (株)ジェイ・ストーム(レコード・映画制作会社)からの寄付をもとに、社会的養護施設(児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム)で生活する児童等のゆたかな育ちと、社会に向けた自立への歩みを応援することを目的として、就職時の各種資格等の取得にかかる費用の一部を助成します。

対象者 以下の①～④の要件をすべて満たす児童

①助成申請時に、児童養護施設、母子生活支援施設もしくは自立援助ホームに入所している、または退所しているが平成30年4月1日以降において入所していた児童。

- ・過去に本助成を受けた児童は申請できません。
- ・【自立援助ホームの場合】退所児童については、継続して3カ月間以上入所していたことを要件とします。

②原則として、令和3年4月から9月までの間に就職を予定していること。

- ・進学の場合は申請できません。
- ・【自立援助ホームの場合】令和2年4月から令和3年3月までの就職も対象とします。

③資格証等の写しを、施設をとおして提出できること。

④【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】

- ・令和3年3月に高等学校を卒業し、その卒業証書等の写しを施設をとおして提出できること。

対象費用 令和2年4月以降に取得した、または取得するつぎの資格等

①普通自動車運転免許

②就職時に有用となる各種資格(簿記、パソコン操作技術、TOEIC、ホームヘルパー等の資格)

助成限度額 児童1名につき上限18万円

応募方法 様式に記入のうえ郵送する。

応募締切 令和3年1月31日(日) ※当日消印有効

実施主体	一般社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト
事業名称	2021 年度助成企画募集
問合せ先	〒150-0044 東京都渋谷区円山町 5-5 Navi 渋谷 V 3F 一般社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト 助成係 TEL : 070-6551-9266 E-mail : grant@actbeyondtrust.org

趣 旨 本助成は、予防原則を踏まえて、製薬メーカーの意向や現行の行政判断に左右されない独立の立場から浸透性殺虫剤の影響を検証する「調査・研究」活動と、浸透性殺虫剤の問題点や最新の研究成果を広く共有する「広報・社会訴求」活動とを支援します。

応募資格 ネオニコチノイド系農薬に関する問題提起や、使用の削減ないし中止に取り組む個人および団体（ボランティアグループ、NPO/NGO、公益法人、研究機関、生産者など、地域、法人格、活動実績は問いません）

対象活動 ■調査・研究部門
現行の農薬行政や製薬メーカーの意向から独立し、予防原則に基づいて一般市民・消費者・生産者の保護につながる調査や研究のプロジェクト、農薬再評価の資料となる生態系影響調査など（企画例：ヒトへの毒性について新たな知見をもたらす研究、沿岸の汚染実態調査、底生生物や水生生物への影響調査など）

■広報・社会訴求部門
ネオニコチノイド問題をより多くの人びとに伝え、どのように対処していけばいいかをともに考えるプロジェクトや、メディアを巻き込んだ課題共有の場づくり、ネット動画による情報発信など（企画例：農薬再評価パブリックコメントの呼びかけ、学校給食の有機化に向けたネオニコチノイド系農薬問題の啓発など）

助成金額 上限 100 万円
助成対象期間は、2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日の間に実施される活動

応募方法 所定の申請用紙に必要な事項を記入し、メールでお申し込みください。

応募締切 令和 3 年 2 月 1 日（月）

実施主体	社会福祉法人 島根県共同募金会
事業名称	【第 5 回助成】「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」子どもと家族の緊急支援活動応援事業
問合せ先	〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 社会福祉法人 島根県共同募金会 TEL : 0852-32-5977 FAX : 0852-32-5978 E-mail : akaihane@fukushi-shimane.or.jp URL : http://www.akaihane-shimane.jp/

趣 旨 島根県共同募金会では、各都道府県共同募金会及び中央共同募金会と協働して、「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」子どもと

家族の緊急支援活動応援事業（以下「全国キャンペーン」）第5回助成を実施します。このキャンペーンは、例年10月から実施している赤い羽根共同募金の活動とは別の取り組みとして実施するもので、新型コロナウイルスの感染拡大及びこれへの対応による影響をうけている、子どもと家族をめぐる課題をはじめ、地域で生じている様々な生活課題に対して、その解決に取り組む活動を支援します。

対象団体

子どもとその家族をめぐる課題をはじめ、新型コロナウイルスの感染拡大及びこれへの対応の影響を受けて生じた様々な生活課題の解決に取り組む活動を行う非営利団体（法人格の有無は問いません）。

助成対象事業

〈活動例〉

- ・ 在宅で過ごす子どもたちに学習素材を提供したり、見守りを行う活動
 - ・ コロナ禍が長期化する中、虐待やDVの発生防止や対応のための支援活動
 - ・ 昼間、子どもたちだけの家庭への食事の提供／高齢者だけの家庭への食事の提供
 - ・ 障がい児・者や生活困難者などが抱える生活不安を解消するための活動
 - ・ 高齢や障がいのためオンライン診療が困難な場合、これをサポートする活動 など
- ※上記は例示であり、これ以外の取り組みを対象としないものではありません。

対象となる事業の実施期間

助成対象事業は、島根県が緊急事態宣言の対象となった4月16日(木)以降に開始されたもので、令和3年3月31日(水)までに実施される事業とします。

助成内容

1件当たり上限30万円

助成対象経費

- ・ 物品、食材等購入費
 - ・ 交通費、ガソリン代、会場費 等
- ※公的資金が充てられる費用は助成対象外

申請方法

助成金申請書に必要事項を記入の上、送付してください。

応募締切

令和3年1月8日（金）

実施主体	社会福祉法人 中央共同募金会
事業名称	2021年度 赤い羽根福祉基金助成
問合せ先	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階 社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部（赤い羽根福祉基金担当） TEL：03-3581-3846 FAX：03-3581-5755 E-mail：kikin@c.akaihane.or.jp

趣 旨

赤い羽根福祉基金では、安心して暮らせる地域社会の実現をめざすため、公的制度やサービスでは対応できない社会課題の解決に向けて、先駆的、モデル的で、全国または広域的な広がりが期待できる事業への助成を行っています。本基金では、生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々を支援することを目的とした事業や活動に対して助成します。

対象団体

- ・ 社会福祉・地域福祉の推進を目的とする団体で、法人格の有無は問いません。応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていることが要件です。
- ・ ただし、営利事業を目的とする団体は対象外となります。また、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある法人・団体ではないことを要件とします。

対象事業

生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々を支援することを目的とした以下の事業や活動

①直接的な支援事業・活動

②支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり

③支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業

上記①～③の事業・活動について、つぎの5点の要素を満たす事業・活動を対象とします。

- ・公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決を目的とするもの
- ・先駆的で全国的なモデルとなるもので、全国または広域的な広がりが期待できるもの
- ・社会や当事者のニーズに立ち、社会的に認知や理解が進んでいないテーマを対象としたもの
- ・将来にはない発想や視点、手法を用い、新たな社会資源を創り出すもの
- ・様々な団体・機関等と連携・協働して行うもの

助成金額

年間 上限額 1,000万円

助成事業対象期間は、2021年4月1日から開始するもので、最大3年間（2024年3月31日まで）とします。申請時に単年度（2022年3月31日まで）、2か年（2023年3月31日まで）、3か年（2024年3月31日まで）を選択できます。

応募締切

令和3年1月18日（月）※必着

実施主体	公益財団法人 倶進会
事業名称	一般助成
問合せ先	〒160-0017 東京都新宿区佐門町9 玉盛ビル301号 公益財団法人 倶進会 FAX：03-5366-5040 E-mail：mail@gushinkai.com URL：http://www.gushinkai.com/jyosei/index.html

趣 旨

「社会教育を通して我が国の社会に有為な人材を養成すること」を目的としています。その目的が現代社会の要請に答えて実現されることを願い、1999年から事業の一つとして、「広く社会に有為な人材の教育・育成を図るあるいはそれに関わる事業や研究」に対し助成を行なっています。

助成区分

■事業・活動：50万円以内

- ①身体障害などの理由により困難な状況にある幼児・若年者の順調な育成・教育の支援
- ②社会的、家庭的事情により一般の教育施設での教育を受けられないものに対する教育の支援

③市民、特に若年者の健全な社会的生活に必要な各種の啓蒙活動や支援

④障害者・高齢者・各種施設居住者の諸活動の支援

⑤障害者・高齢者・更正施設の人たちに対する芸術的慰問

■研 究（事業・活動の各項目に関する研究）

【大学院生】30万円以内※大学院生（個人）による研究（原則として修士・博士論文）

【一 般】30万円以内（事業・活動の各項目に関する研究）

※個人またはグループによる研究（原則として学生以外）

■設備・備品：80万円以内

※学校やその他の教育施設における身障者の学習を援助する機器や備品の購入

※事業・活動の各項目に関連して必要な備品の購入や施設の整備

■会議参加：20万円以内

※事業・活動の各項目に関連する海外での会議・シンポジウムへの参加

■会議開催：40万円以内

※事業・活動の各項目に関連する会議・シンポジウムの国内での開催

応募資格

- ① 実際に日本国内で活動あるいは研究に従事している団体ないし個人・グループ。
- ② 団体・グループとは、実際の活動を2人以上で行っていること。
- ③ 活動の拠点となる事務所（代表者宅でも可）が確立していること。
- ④ 法人である必要はないが、組織と代表責任者及び会計責任者が確立していること。
- ⑤ 原則的に1年以内に終了する事業・研究を対象とする。
- ⑥ 当会が公示する助成金に関する注意要項を厳守できるもの。

応募締切

令和3年2月1日（月）※必着

実施主体	一般財団法人 令和みらい財団
事業名称	2020年度 児童養護施設等助成金
問合せ先	〒173-0026 東京都板橋区中丸町 11-2 ワコーレ要町ビル 6F 一般財団法人 令和みらい財団 TEL：050-3590-4754 E-mail：info@reiwa-mirai.jp

趣 旨

困難を抱えた子ども達の健全な育成と自立に寄与するという目的のため、児童養護施設等で生活する子どもたちの教育環境の充実と学習環境に必要な設備等の購入及び活動に必要な資金の全部または一部を助成します。

対象事業

児童養護施設等が、子ども達の教育環境の充実と、助成対象期間内に実施される学習環境に必要とされる設備等の購入や活動の費用で当財団以外から重複して補助金や助成金の受給を受けていない又は需給を予定していない事業を対象とします。

- 例)・学習環境を整える教材や情報通信機器の購入、教育設備の導入費用
・施設内外での様々な行事や社会教育施設での研修に直接かかる費用

助成金額

上限 50 万円

応募方法

下記の書類を送付してください。

- ・助成金申請書
- ・申請金額の根拠となる見積書のコピーや計画書など
- ・直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書
- ・直前事業年度の法人全体の貸借対照表

応募締切

令和3年1月31日（日）※必着